

株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 3 月 8 日

株主各位

東京都港区虎ノ門三丁目 2 番 2 号
株式会社サンウッド
代表取締役社長 佐々木 義実

当社は、平成 25 年 2 月 14 日付取締役会決議により、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付をもって、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 上記株式の分割と併せ、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付をもって 100 株を単元株式数とする単元株制度を採用いたします。これにより、平成 25 年 3 月 26 日（火曜日）付をもって、大阪証券取引所 JASDAQ 市場における売買単位は、1 株から 100 株に変更となります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関の連絡先にお申し出ください。

特別口座の口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
連 絡 先 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-782-031